

老人保健施設ら・ぷら一さ入所 利用約款

社会医療法人 禎心会
老人保健施設ら・ぷら一さ

介護老人保健施設入所利用約款

(約款の目的)

第1条 老人保健施設ら・ぷら一さ（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出した時点から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の介護保険施設サービスを利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1又は別紙2（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額七十万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、ハラスメント行為その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但し書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約

款に基づく入所利用を解除することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、介護保険施設サービス利用中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- 一 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- 二 当施設において定期的に実施される入所カンファレンスにおいて、退所して居宅において生活できると判断された場合
- 三 利用者の病状・心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険施設サービスの提供を超えると判断された場合
- 四 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- 五 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、ハラスメント行為その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- 六 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 七 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く
- 八 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により当施設を利用することが出来ない場合
- 九 本約款「反社会勢力の排除の確認」条項の各号の確約に反する事実が判明した場合又は本契約締結後に利用者、身元引受人等が反社会勢力に該当する者となった場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保険施設サービスの対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に使用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計金額をその月末までに下記のいずれかの方法で支払うものとします。

- ① 口座からの自動引き落とし。
- ② 金融機関への振込。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

4 利用者の都合により利用をキャンセルする場合は、ご連絡下さい。その連絡が、前営業日17時15分以降の場合、キャンセル料をお支払い頂く事になります。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収したうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対して閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合はその他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待の防止)

第9条 当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の事項を実施しております。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を年1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 虐待防止のための指針を整備し、従業者に対して虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第10条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- 一 サービス提供困難時の事業者間の連絡、照会等
- 二 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- 三 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- 四 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- 五 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する

場合等)

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第11条** 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
 - 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第12条** サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(感染症や災害への対応力強化)

- 第13条** 当施設は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう以下の体制を構築します。
- 2 感染症の発生及びまん延防止等に関する取組の観点から、感染委員会の開催、指針の整備、研修や訓練実施を行います。
 - 3 業務継続計画の策定、研修の実施、訓練を実施し、日頃からの備えと業務継続に向けた取り組みを推進いたします。
災害への地域と連携した対応の強化に努めます。

(要望又は苦情等の申出)

- 第14条** 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

相談・苦情に対する窓口を設置し、申し出に対し迅速に対応します。

相談・苦情窓口 相談課 担当者（電話 0162-29-4322）

(賠償責任)

- 第15条** 介護保険施設サービスの提供に伴い当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(裁判管轄)

- 第16条** この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合、利用者及び当施設は施設の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

(記載事項の変更)

第17条 契約後において同意書記載事項に契約時の情報と変更が生じた場合には、記載事項変更届けを以て速やかに事業所へ報告することとします。

(反社会勢力の排除の確認)

第18条 当事業所と利用者は、それぞれの相手方に対し、次の各号に掲げる事項を確約します。

- 一 自らが暴力団、暴力団関係者若しくはこれに準ずる者又は構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でなはいこと
- 二 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業員又は身元引受人等が反社会勢力ではないこと
- 三 反社会勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の行為又は業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(本約款に定めのない事項)

第19条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設重要事項説明書

(令和8年6月1日現在)

1 施設の概要

介護保険指定番号	0156780017
開設年月日	平成11年4月20日
施設名	社会医療法人禎心会 老人保健施設 ら・ぷらーさ
所在地	北海道稚内市栄1丁目24番2号
電話番号	0162-29-4322
F A X 番号	0162-29-4323
管理者（施設長）	伊東 敏弘

2 施設の職員体制

職 種	員 数	業務内容
施 設 長	常勤1人	施設管理業務
医 師	1人以上	利用者などの医学的管理
看護職員又は介護職員	常勤換算方法で 合計34人以上(うち7分の2程度が看護職員、7分の5程度が介護職員を標準とする。)	看護業務・介護業務
理学・作業療法士・言語聴覚士	常勤換算方法で 1人以上	リハビリ業務
管理栄養士	常勤1人以上	栄養管理業務
介護支援専門員	常勤1人以上	施設サービス計画の作成等業務
調 理 員	委託	調理業務
事 務 員	若干名	事務管理業務
その他の職員	若干名	その他の補助業務

3 施設の設備の概要

区 分	規 模	備 考
定 員	100名	一般棟 50名・認知症専門棟 50名
居 室	4人部屋 (20室)	
	2人部屋 (4室)	
	個 室 (12室)	

4 介護老人保健施設の目的と方針

○介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話等の介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援

することを目的とした施設です。

- この目的に沿って、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

5 施設のサービス内容

- ①施設サービス計画の立案
- ②食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 08時00分～08時45分
 - 昼食 12時00分～12時45分
 - 夕食 18時00分～18時45分
- ③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④医学的管理・看護
- ⑤介護（退所時の支援も行います）
- ⑥リハビリテーション
- ⑦相談援助サービス
- ⑧栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩理美容サービス
- ⑪行政手続代行
- ⑫その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

6 施設利用にあたっての留意事項

- 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- 面 会 時 間 1棟 10時～11時半、14時～17時半
 2棟 15時半～17時、（左記の他、日曜日のみ10時～11時）
- 外出・外泊 施設長の許可によります。
- 飲 酒 入所中の飲酒は施設長の許可が必要となります。
- 喫 煙 施設内は全面禁煙となっております。
- 携 帯 電 話 施設内での通話は指定された場所で行ってください。
- 設 備 器 具 使用上の注意を守り故障の際は速やかにお申し出ください。
- 宗教・政治活動 一切の活動を禁止します。
- 記 名 全ての持ち物に、名前を記載していただきます。

7 キャンセル料

利用日の前営業日 17 時 15 分以降の連絡につきましては、4,750 円（税込）を申し受けることとなります。また、ご自宅へ迎えに行った後のキャンセルにつきましては 9,500 円（税込）を申し受けることとなりますので、ご了承ください。

※利用日が月曜日、休前日の場合はご注意ください。

※注意報・警報が発令されており利用の安全が確保されない場合は除きます。

※体調が悪く医療機関への受診が必要となる場合、若しくは、前日 17 時 15 分以降に受診された場合を除きます。受診された後、今後についてご相談をさせていただきますので必ず担当相談員まで連絡を下さい。連絡のない場合はキャンセル料を申し受けることとなります。

8 緊急時・事故発生時の対応

緊急時・事故発生時の対応については以下のとおりとします。

- (1) 現に入所者に対する介護老人保健施設サービスの提供をおこなっているときに利用者の病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに速やかに管理者に報告します。
- (2) 事故が発生した場合は、管理者の指示を得て利用者の家族・地域包括支援センター・市町村等に連絡し、必要な措置を講じます。また、事故が利用者の死亡事故その他重大な事故であるときは、速やかに道に報告をします。
- (3) (2) 事故状況及び事故に際してとった処置について記録を行います。
- (4) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。
- (5) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

9 身体拘束の禁止について

当事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

10 虐待の防止

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の事項を実施しております。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を年 1 回以上開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ③ 虐待防止のための指針を整備し、従業員に対して虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

当施設は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

12 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

《協力医療機関》

名 称	社会医療法人禎心会 稚内禎心会病院
住 所	稚内市栄 1 丁目 24 番 1 号
電 話	(代表) 0162-29-4311

《協力歯科医療機関》

名 称 医療法人社団 遠藤歯科クリニック
住 所 稚内市萩見 5 丁目 33 番 8 号
電 話 (代表)0162-34-1919

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

1 3 非常時対策

- 防災設備としてスプリンクラー・消火器・消火栓・緊急通報システムを設置しています。
- 防災時の対応として防災・火災訓練を年2回行います。
- 防災設備の点検は法令に従い、都度行います。
- AED（自動体外式除細動器）を設置しております。

1 4 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教への勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

1 5 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0162-29-4322）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、正面入口に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

1 6 掲示及び情報の提供

- 1 運営規程の概要及び職員の勤務体制、重要事項については事業所内に掲示しております。
- 2 当法人の方針に基づき、年度ごとの事業計画をたて、サービス提供を行っております。財務内容を含め、閲覧を希望される方はお申し出下さい。

1 7 第三者評価の実施状況

1 あり	実施日		
	評価機関名称		
	結果の開示	1 あり	2 なし
② なし			

介護老人保健施設入所利用同意書

老人保健施設ら・ぷら一さを入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款、重要事項説明書及び別紙 1・別紙 2 を受領し、これらの内容に関して、担当者からの説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

利用 者	住 所	〒 ー			
		電話番号		FAX	
		Eメール			
	氏 名				
身 元 引 受 人	住 所	〒 ー			
		電話番号		FAX	
		Eメール			
	氏 名			続柄	
	勤務先	名 称			
		電話番号			
請求書・明細書及び 領収書の送付先	住 所	〒 ー			
		電話番号			
		Eメール			
	氏 名			続柄	

【緊急時及び事故発生時の連絡先（本約款第 11 条、12 条及び重要事項説明書 8 項）】

* 上記の身元引受人と異なる連絡先の場合は記入願います。

住 所	〒 ー			
	電話番号			
氏 名			続柄	

介護老人保健施設(入所)利用者負担金一覧表

介護報酬に係る利用者負担金（保険給付対象）

※介護保険施設サービス費（Ⅰ）の場合（基本型）

区分	項 目	金 額						備考
		多床室			従来型個室			
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
基本 額	要介護度 1	793 円	1,586 円	2,379 円	717 円	1,434 円	2,151 円	*1日につき (該当項目)
	要介護度 2	843 円	1,686 円	2,529 円	763 円	1,526 円	2,289 円	
	要介護度 3	908 円	1,816 円	2,724 円	828 円	1,656 円	2,484 円	
	要介護度 4	961 円	1,922 円	2,883 円	883 円	1,766 円	2,649 円	
	要介護度 5	1,012 円	2,024 円	3,036 円	932 円	1,864 円	2,796 円	

※介護保険施設サービス費（Ⅰ）の場合（在宅強化型）

区分	項 目	金 額						備考
		多床室			従来型個室			
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
基本 額	要介護度 1	871 円	1,742 円	2,613 円	788 円	1,576 円	2,364 円	*1日につき (該当項目)
	要介護度 2	947 円	1,894 円	2,841 円	863 円	1,726 円	2,589 円	
	要介護度 3	1,014 円	2,028 円	3,042 円	928 円	1,856 円	2,784 円	
	要介護度 4	1,072 円	2,144 円	3,216 円	985 円	1,970 円	2,955 円	
	要介護度 5	1,125 円	2,250 円	3,375 円	1,040 円	2,080 円	3,120 円	

※介護保険施設サービス費（Ⅳ）の場合

区分	項 目	金 額						備考
		多床室			従来型個室			
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
基本 額	要介護度 1	777 円	1,554 円	2,331 円	703 円	1,406 円	2,109 円	*1日につき (該当項目)
	要介護度 2	826 円	1,652 円	2,478 円	748 円	1,496 円	2,244 円	
	要介護度 3	889 円	1,778 円	2,667 円	812 円	1,624 円	2,436 円	
	要介護度 4	941 円	1,882 円	2,823 円	865 円	1,730 円	2,595 円	
	要介護度 5	991 円	1,982 円	2,973 円	913 円	1,826 円	2,739 円	

項 目		金 額			備 考
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	
	安全管理体制未実施減算	-5 円	-10 円	-15 円	1日につき
	栄養ケアマネジメントを実施していない場合	-14 円	-28 円	-42 円	1日につき
	栄養マネジメント強化加算	11 円	22 円	33 円	1日につき
	再入所時栄養連携加算	200 円	400 円	600 円	入所中1回
	経口移行加算	28 円	56 円	84 円	1日につき
	経口維持加算（Ⅰ）	400 円	800 円	1,200 円	1月につき
	経口維持加算（Ⅱ）	100 円	200 円	300 円	1月につき
	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90 円	180 円	270 円	1月につき
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110 円	220 円	330 円	1月につき
	療養食加算	6 円	12 円	18 円	1日につき3回を限度
	短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	258 円	516 円	774 円	1日につき（3月以内）
	短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	200 円	400 円	600 円	1日につき（3月以内）
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	240 円	480 円	720 円	1週につき3日を限度（3月以内）
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	120 円	240 円	360 円	1週につき3日を限度（3月以内）
	認知症ケア加算	76 円	152 円	228 円	1日につき
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円	6 円	9 円	1日につき
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 円	8 円	12 円	1日につき
	若年性認知症入所者受入加算	120 円	240 円	360 円	1日につき
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円	400 円	600 円	1日につき（入所日から7日を限度）
	所定疾患施設療養費（Ⅰ）	239 円	478 円	717 円	1月に1回（連続する7日を限度）
	所定疾患施設療養費（Ⅱ）	480 円	960 円	1,440 円	1月に1回（連続する10日を限度）
	夜勤職員配置加算	24 円	48 円	72 円	1日につき
	初期加算（Ⅰ）	60 円	120 円	180 円	入所日から30日間
	初期加算（Ⅱ）	30 円	60 円	90 円	入所日から30日間
	緊急時治療管理	518 円	1,036 円	1,554 円	1月に1回（連続する3日を限度）
	入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	450 円	900 円	1,350 円	入所中1回
	入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	480 円	960 円	1,440 円	入所中1回
	外泊時費用	362 円	724 円	1,086 円	1日につき（月6日を限度）
	外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）	800 円	1,600 円	2,400 円	1日につき（月6日を限度）
	排せつ支援加算（Ⅰ）	10 円	20 円	30 円	1月につき
	排せつ支援加算（Ⅱ）	15 円	30 円	45 円	1月につき
	排せつ支援加算（Ⅲ）	20 円	40 円	60 円	1月につき
	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3 円	6 円	9 円	3月に1回
	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13 円	26 円	39 円	3月に1回

加 算 額	安全対策体制加算		20 円	40 円	60 円	入所時に1回
	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）		40 円	80 円	120 円	1月につき
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）		60 円	120 円	180 円	1月につき
	自立支援促進加算		300 円	600 円	900 円	1月につき
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）		53 円	106 円	159 円	1月につき
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）		33 円	66 円	99 円	1月につき
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）		51 円	102 円	153 円	1日につき
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）		51 円	102 円	153 円	1日につき
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ		140 円	280 円	420 円	退所時1回のみ
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ		70 円	140 円	210 円	退所時1回のみ
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）		240 円	480 円	720 円	退所時1回のみ
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）		100 円	200 円	300 円	退所時1回のみ
	退所時栄養情報連携加算		70 円	140 円	210 円	退所時1回のみ
	協力医療機関連携加算（Ⅰ）		100 円	200 円	300 円	1月につき ※令和6年度まで
	協力医療機関連携加算（Ⅰ）		50 円	100 円	150 円	1月につき ※令和7年度から
	協力医療機関連携加算（Ⅱ）		5 円	10 円	15 円	1月につき ※令和7年度から
	認知症チームケア推進加算（Ⅰ）		150 円	300 円	450 円	1月につき
	認知症チームケア推進加算（Ⅱ）		120 円	240 円	360 円	1月につき
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）		10 円	20 円	30 円	1月につき
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）		5 円	10 円	15 円	1月につき
	新興感染症等施設療養費		240 円	480 円	720 円	1月に1回連続する5日を限度
	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）		100 円	200 円	300 円	1月につき
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		10 円	20 円	30 円	1月につき
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		22 円	44 円	66 円	1日につき
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		18 円	36 円	54 円	1日につき
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		6 円	12 円	18 円	1日につき
	ターミナルケア加算 （1日につき）		72 円	144 円	216 円	死亡日45日前～31日前
			160 円	320 円	480 円	死亡日30日前～4日前
			910 円	1,820 円	2,730 円	死亡日前々日、前日
			1,900 円	3,800 円	5,700 円	死亡日
	試行的退所時指導加算		400 円	800 円	1,200 円	退所が見込まれる入所期間が1月を超える利用者及び家族に対し退所後の療養指導を行った場合
	退所時情報提供加算（Ⅰ）		500 円	1,000 円	1,500 円	入所期間が1月を超える利用者が退所し、退所後の主治医に診療状況を示す文書を添えて紹介した場合
	退所時情報提供加算（Ⅱ）		250 円	500 円	750 円	入所期間が1月を超える利用者が退所し、退所後の主治医に診療状況を示す文書を添えて紹介した場合
	入退所前連携加算（Ⅰ）		600 円	1,200 円	1,800 円	入所予定日前30日以内又は入所後30日以内及び入所期間が1月を超える利用者が退所し、退所後のサービス調整を行った場合
	入退所前連携加算（Ⅱ）		400 円	800 円	1,200 円	入所期間が1月を超える利用者が退所し、退所後のサービス調整を行った場合
	訪問看護指示加算		300 円	600 円	900 円	退所時に訪問看護が必要であると認め、訪問看護指示書を交付した場合
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の1.0%を減算（1月につき）			
	業務継続計画未実施減算		所定単位数の3.0%を減算（1月につき）			
	身体拘束廃止未実施減算		所定単位数の1.0%を減算（1月につき）			
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	Ⅰイ	所定単位数の9.0%加算（1月につき）			
		Ⅰロ	所定単位数の9.7%加算（1月につき）			
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	Ⅱイ	所定単位数の8.6%加算（1月につき）			
		Ⅱロ	所定単位数の9.3%加算（1月につき）			
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の6.9%加算（1月につき）			
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の5.9%加算（1月につき）			

その他の利用者負担金（保険給付対象外）

※令和8年7月まで

利用者負担段階		第4段階以上	第3段階	第2段階	第1段階	備 考
居住費	多 床 室	437 円	430 円	430 円	0 円	1日あたり ※補足給付あり
	従来型個室	1,728 円	1,370 円	550 円	550 円	
食 費		1,445 円	① 650 円	390 円	300 円	
			② 1,360 円			

※令和8年8月より

利用者負担段階		第4段階以上	第3段階	第2段階	第1段階	備 考
居住費	多 床 室	437 円	430 円	430 円	0 円	1日あたり ※補足給付あり
	従来型個室	1,728 円	① 1,370 円 ② 1,470 円	550 円	550 円	
食 費		1,545 円	① 680 円 ② 1,420 円	390 円	300 円	

※消費税込

項 目	単 位	金 額	備 考
特別な室料（個室料）	1日	550 円	個室を利用された場合
特 別 な 食 費	1食	220 円	イベントメニュー等を利用された場合

※消費税込

項 目		単 位	金 額	備 考
日用品	フェイスタオル おしぼり	1日	165 円	日常生活上使用分として
	パジャマ	1日	88 円	日常生活上使用分として
入浴用品 (入浴時)	シャンプー・リンス ボディーソープ バスタオル タオル	1回	176 円	入浴時使用分として
保清用品	歯ブラシセット	1日	22 円	口腔内保清時使用分として
	ティッシュ	1日	11 円	日常生活上使用分として
テレビ・冷蔵庫代		1日	110 円	日常生活上使用分として
お小遣い管理料		1日	11 円	日常生活上使用分として
理美容代	顔 剃	1回	1,320 円	
	調 髪		2,310 円	
	調髪及び顔剃		2,640 円	
洗濯機利用代		1回	220 円	日常生活上使用分として
死亡診断書			5,500 円	死亡時にご請求させて頂く分として
死後処置料			12,000 円	＃
外泊おむつ代			実費	外泊時おむつを持参された場合
クリーニング代			実費	クリーニングを希望された場合
健康管理費		1回	実費	予防接種等を希望された場合
文書料		1回	実費	各種証明書等の文書を発行した場合
趣 向 品 代			実費	利用者様の希望により購入したもの等

※上記以外でも個人負担が適当と認められる物については、ご請求させていただきます。

個人情報の利用目的

介護サービスの利用者への医療・介護の提供に必要な利用目的

[介護老人保健施設及び在宅関連事業所での利用]

- 当事業所が医療・介護サービスの利用者等に提供する医療・介護サービス
- 介護保険事務
- 医療・介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・利用者の医療・介護サービスの向上

[他の事業所等への情報提供を伴う事例]

- 当事業所が利用者等に提供する医療・介護サービスのうち、
 - ・他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション等との連携
 - ・他の医療機関等からの照会への回答
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等の連携（サービス担当者会議）、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・家族等への病状説明
- 介護保険事務のうち、
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償責任保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

上記以外の利用目的

[当事業所の内部での利用に係る事例]

- 当事業所の管理運営業務のうち、
 - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当事業所の内部において行われる学生実習への協力
 - ・当事業所の内部において行われる症例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- 事業所の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供

[第三者提供の例外]

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合